

資 料 （ 基準編 ）

1	大気汚染に係る環境基準等	148
2	水質汚濁に係る環境基準等	151
3	環境基準の類型指定の状況	162
4	排水基準	168
5	ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針	172
6	土壌の汚染に係る環境基準	174
7	土壌汚染対策法の特定有害物質及び指定区域の指定基準	179
8	騒音に係る環境基準	180
9	航空機騒音に係る環境基準	181
10	騒音規制法に基づく指定地域	182
11	騒音規制法に基づく騒音の規制基準等	183
12	騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度	185
13	振動規制法に基づく指定地域	186
14	振動規制法に基づく規制基準等	187
15	悪臭防止法に基づく規制地域等	188
16	ダイオキシン類に係る環境基準	189

1 大気汚染に係る環境基準等

(1) 環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法 有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法 いて、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいいます。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除きます。）をいいます。 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。						

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ (3μg/m ³)以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ (130μg/m ³)以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ (200μg/m ³)以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ (150μg/m ³)以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	同 左	同 左	同 左

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しません。

(2) 環境基準による大気汚染の評価方法

ア 二酸化硫黄等（昭和48年6月12日付環大企第143号（要約））

（ア） 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く）

二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行います。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等に照らし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としません。

なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含みます。）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には、評価対象としません。

（イ） 長期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く）

本環境基準による評価は、当該地域の大气汚染に対する施策の効果等を適確に判断する上からは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要ですが、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により評価を実施します。

1日平均値である測定値（(ア)の評価対象としない測定値は除きます。）につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行います。

ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いはいりません。

イ 二酸化窒素（昭和53年7月17日付環大企第262号(要約)）

二酸化窒素の環境基準による大气汚染の評価については、測定局ごとの年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」といいます。）によって行います。

ただし、1日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測（地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動等に照らし異常と思われる1時間値が得られた際において、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等についての検討の結果、当該1時間値が測定器に起因する場合等地域大气汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合を含みます。）が4時間を超える測定日の1日平均値は用いられません。

なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大气汚染の評価の対象とはしません。

ウ ベンゼン等（平成9年2月12日付環大企第37号(要約)）

ベンゼン等の大气環境濃度の状態を環境基準に照らして評価する場合は、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行います。

なお、経年変化を把握することが重要であることから、1回の測定で得られた測定値と1年平均値として定められている環境基準の数値とを比較することは不適当です。

エ 微小粒子状物質（平成21年9月9日付環水大総発第090909001号(要約)）

微小粒子状物質の環境基準は、曝露濃度分布全体を平均的に低減させる意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度領域の濃度出現を低減させる意味での短期基準が設定されているため、長期基準及び短期基準に対応した環境基準達成状況の評価を行います。

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行います。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価としての測定結果の年間98パーセントイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行います。

なお、年間の総有効測定日が250日に満たない測定局については、環境基準による大气汚染の評価の対象とはしません。

(3) 大気汚染緊急時発令基準

物 質	注 意 報 基 準	警 報 基 準
硫 黄 酸 化 物	次のいずれかに該当する場合 ア 0.2ppm以上が3時間継続した場合 イ 0.3ppm以上が2時間継続した場合 ウ 0.5ppm以上になった場合 エ 48時間平均値が0.15ppm以上になった場合	次のいずれかに該当する場合 ア 0.5ppm以上が3時間継続した場合 イ 0.7ppm以上が2時間継続した場合
浮 遊 粒 子 状 物 質	2.0mg/m ³ 以上が2時間継続した場合	3.0mg/m ³ 以上が3時間継続した場合
一 酸 化 炭 素	30ppm以上になった場合	50ppm以上になった場合
二 酸 化 窒 素	0.5ppm以上になった場合	1ppm以上になった場合
オキシダント	0.12ppm以上になった場合	0.4ppm以上になった場合
備考 1 濃度の表示は特にことわりのない限り1時間平均値とする。 2 注意報又は警報の基準に該当し、かつ、気象条件からみて大気の汚染の状況が継続すると認められるときに、該当地域に注意報又は警報を発令する。 3 注意報又は警報の基準未達が2時間継続し、気象条件から緊急事態を脱したと認めるときに、注意報又は警報を解除する。警報を解除したときは、注意報に切り替える。		

(4) 微小粒子状物質(PM_{2.5})の注意喚起の判断基準

ア 注意喚起の判断基準

1 日平均値が暫定的な指針となる値を超えると予想される場合

(ア) 注意喚起を行う暫定的な指針となる値

1 日平均値：70μg/m³

(イ) 注意喚起を行う判断方法

a 午前中の早めの時間での判断方法

当該日の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が85μg/m³を超えた場合

b 午後からの活動に備えた判断方法

当該日の午前5時から12時までの1時間値の平均値が80μg/m³を超えた場合

※ 1時間値の平均値は、測定局単位で計算する。

※ 県内測定局のいずれか1局でも超えれば県内全域に注意喚起を行う。

イ 注意喚起の解除

当該日の24時をもって自動解除

(5) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物 質	非メタン炭化水素
指 針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。
測定方法	水素炎イオン化検出器付きガスクロマトグラフ法（直接測定法）

※「ppmC」とは、メタン濃度を基準にした濃度を指します。

(6) 環境中の有害大気汚染物質等による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物 質	環境上の条件
アクリロニトリル	1年平均値が2 μg/m ³ 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が120 μg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10 μg/m ³ 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が94 μg/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18 μg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6 μg/m ³ 以下であること。
水銀	1年平均値が0.04 μgHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が0.025 μgNi/m ³ 以下であること。
ヒ素及び無機ヒ素化合物	1年平均値が6 ngAs/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5 μg/m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14 μg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）5.2、5.3又は5.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）付表（以下「付表」という。）1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)に定める方法及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

(2) 要監視項目

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表（以下「付表①」という。）1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
オキシ銅	0.04mg/L以下	付表①2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
E P N	0.006mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロロボス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	—	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	付表①3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	—	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）59.3に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L以下	規格68.2に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
アンチモン	0.02mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表（以下「付表②」という。）5の第1、第2又は第3に掲げる方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	付表②1に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	付表②2に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L以下	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002mg/L以下	付表②4の第1又は第2に掲げる方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)※	令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表の方法

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

(a) BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 本県の水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）
曾木川、細見川、谷之木川、大平川上流の水域に属する地点

(b) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（L A S）

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物 A		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A		生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B		生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

(a) C O D 等

類型	項目	利用目的の適応性	基準値			
			水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶解酸素量 (DO)
AA		水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上
A		水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上
B		水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上
C		工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
- 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）に

については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。

- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質及び大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b) 窒素・磷

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(c) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (L A S)

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物 A		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A		生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B		生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備 考

基準値は、年間平均値とする。

(d) 底層溶存酸素量

類型	項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
生物 1		生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2		生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3		生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備 考

基準値は日間平均値とする。

ウ 海域
(a) COD等

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水 素 イ オ 濃 シ (pH) 度	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水 産 1 級 水 浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 m g / L 以 下	7.5mg/L 以 上	300CFU/100mL 以 下	検出されな いこと。
B	水 産 2 級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 m g / L 以 下	5 m g / L 以 上	—	検出されな いこと。
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 m g / L 以 下	2 m g / L 以 上	—	—

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
 - 2 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。
 - 3 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※ 本県の自然環境保全を利用目的としている地点
 日豊海岸国定公園地先海域、北浦湾、日南海岸国定公園区域内の海域に属する地点

(b) 窒素・磷

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水 産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種 及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種 を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水 産 3 種 工 業 用 生 物 生 息 環 境 保 全	1 m g / L 以 下	0.09mg/L以下

備 考

- 基準値は、年間平均値とする。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

- 〃 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 〃 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(c) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

(d) 底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

基準値は日間平均値とする。

(4) 水生生物保全に関する要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値	測定法
クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7mg/L以下	日本産業規格K0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
		生物特 A	0.006mg/L以下	
		生物 B	3mg/L以下	
		生物特 B	3mg/L以下	
	海水域	生物 A	0.8mg/L以下	
		生物特 A	0.8mg/L以下	
フェノール	淡水域	生物 A	0.05mg/L以下	平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管発第031105001号（水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について）付表（以下「付表」という。）1に掲げる方法
		生物特 A	0.01mg/L以下	
		生物 B	0.08mg/L以下	
		生物特 B	0.01mg/L以下	
	海水域	生物 A	2mg/L以下	
		生物特 A	0.2mg/L以下	
ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1mg/L以下	付表 2 に掲げる方法
		生物特 A	1mg/L以下	
		生物 B	1mg/L以下	
		生物特 B	1mg/L以下	
	海水域	生物 A	0.3mg/L以下	
		生物特 A	0.03mg/L以下	
4-t-オクチルフェノール	淡水域	生物 A	0.001mg/L以下	平成25年3月27日付け環水大水発第1303272号（水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について）付表（以下「平成25年通知付表」という。）1に掲げる方法
		生物特 A	0.0007mg/L以下	
		生物 B	0.004mg/L以下	
		生物特 B	0.003mg/L以下	
	海水域	生物 A	0.0009mg/L以下	
		生物特 A	0.0004mg/L以下	
アニリン	淡水域	生物 A	0.02mg/L以下	平成25年通知付表 2 に掲げる方法
		生物特 A	0.02mg/L以下	
		生物 B	0.02mg/L以下	
		生物特 B	0.02mg/L以下	
	海水域	生物 A	0.1mg/L以下	
		生物特 A	0.1mg/L以下	
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物 A	0.03mg/L以下	平成25年通知付表 3 に掲げる方法
		生物特 A	0.003mg/L以下	
		生物 B	0.03mg/L以下	
		生物特 B	0.02mg/L以下	
	海水域	生物 A	0.02mg/L以下	
		生物特 A	0.01mg/L以下	

(5) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）付表（以下「付表」という。）1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下	告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)に定める方法及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

(6) 地下水の水質汚濁に係る要監視項目

項 目	指 針 値	測 定 方 法
クロロホルム	0.06mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	0.008mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表（以下「付表①」という。）1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
オキシシン銅	0.04mg/L以下	付表①2に掲げる方法
クロロタロニル	0.05mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
E P N	0.006mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロルボス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ	0.03mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス	0.008mg/L以下	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン	—	付表①1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	0.6mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	付表①3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	—	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）59.3に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
モリブデン	0.07mg/L以下	規格68.2に定める方法又は付表①4若しくは付表①5に掲げる方法
アンチモン	0.02mg/L以下	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表（以下「付表②」という。）5の第1、第2又は第3に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	付表②2に掲げる方法
全マンガン	0.2mg/L以下	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002mg/L以下	付表②4の第1又は第2に掲げる方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)※	令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表1の方法

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

3 環境基準の類型指定の状況

(1) BOD・CODに係る環境基準

(令和5年3月末現在)

水 域		該当 類型	達成 期間	当初の指定 又は 最終見直し 年月日
五 ヶ 瀬 川 水 系	五ヶ瀬川下流（亀井橋より下流） 北川（川島橋より上流に流入する小川、大内谷川等の河川を含む。） 祝子川下流（桑平橋より下流） 大瀬川下流（大瀬橋より下流）	A A A A	イ イ イ イ	平成16年 4月1日
	岩戸川（岩戸川に流入する土呂久川等の河川を含む。） 五ヶ瀬川上流（亀井橋より上流） 大瀬川上流（大瀬橋より上流）	A A A	イ イ イ	昭和52年 2月25日
	祝子川上流（桑平橋より上流。祝子川の上流に流入する桧山谷川等の河川を含む。）	A A	イ	昭和58年 6月1日
	三ヶ所川（五ヶ瀬川合流点まで。三ヶ所川に流入する小谷川等の河川を含む。） 綱の瀬川（五ヶ瀬川合流点まで。綱の瀬川に流入する猪の内谷川等の河川を含む。） 曾木川（五ヶ瀬川合流点まで。曾木川に流入する大保下川等の河川を含む。）	A A A	イ イ イ	平成4年 4月1日
	細見川（細見川に流入する西の小谷川等の河川を含む。）	A A	イ	平成5年 4月1日
	日之影川（日之影川に流入する河川を含む。）	A A	イ	平成7年 4月1日
	沖田川下流（沖田橋より下流） 浜川（全域）	B D	イ イ	平成16年 4月1日
	延岡湾（延岡市神戸町47番地の29地先黒礁と延岡市赤水町293番地の1地先鞍掛岬を結んだ直線及び陸岸に囲まれた海域）	海域A	イ	平成16年 4月1日
	日豊海岸国定公園地先海域（浦城湾を含む。）	海域A	イ	昭和52年 2月25日
	北浦湾（北浦湾のうち日豊海岸国定公園を除く海域）	海域A	イ	昭和56年 5月15日
尾 末 湾 水 域	細島港（甲）（余島防波堤（計画されているものを含む。）、同防波堤北端と日向市と門川町の陸岸の境界点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域） 細島港（乙）（細島検潮所と日向市大字日知屋5552-337番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域） 尾末湾（細島港（甲）、細島港（乙）、門川漁港及び日豊海岸国定公園地先海域に係る海域を除く尾末湾）	海域B 海域B 海域A	イ イ イ	昭和52年 2月25日

水 域		該当 類型	達成 期間	当初の指定 又は 最終見直し 年月日
鳴子川 水 系	鳴 子 川（鳴子川に流入する中山川等の河川を含む。）	A	ロ	昭和 6 2 年 4 月 1 日
五十鈴 川水系	五十鈴川（五十鈴川に流入する津々良川、三ツ瀬川等の河川を含む。）	A	イ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
亀崎川 水 系	亀 崎 川（新開橋より上流）	B	イ	平成 1 6 年 4 月 1 日
塩見川 水 系	塩 見 川	A	ロ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
耳 川 水 系	耳 川（耳川に流入する十根川、坪谷川等の河川を含む。）	A	イ	昭和 5 2 年 2 月 2 5 日
石並川 水 系	石 並 川	A A	イ	昭和 5 8 年 6 月 1 日
都農川 水 系	都 農 川（都農川に流入する上町川等の河川を含む。）	A	イ	平成 4 年 4 月 1 日
名貫川 水 系	名 貫 川	A A	イ	昭和 5 8 年 6 月 1 日
平田川 水 系	平 田 川（平田川に流入する黒鯛川等の河川を含む。）	A	イ	平成 4 年 4 月 1 日
小丸川 水 系	小丸川上流（高城橋より上流。小丸川上流に流入する渡川、又江の原川等の河川を含む。）	A A	ロ	昭和 4 9 年 4 月 3 0 日
	小丸川下流（高城橋より下流。小丸川下流に流入する切原川、鳴野川等の河川（宮田川を除く。）を含む。）	A	イ	
	宮田川上流（古港橋より上流。宮田川上流に流入する河川を含む。）	A	ロ	
	宮田川下流（古港橋より小丸川合流点まで。宮田川下流に流入する河川を含む。）	B	ハ	
一ツ瀬川 水 系	一ツ瀬川上流（杉安井堰より上流。一ツ瀬川上流に流入する板谷川等の河川を含む。）	A A	ロ	昭和 4 9 年 4 月 3 0 日
	一ツ瀬川下流（杉安井堰より下流。一ツ瀬川下流に流入する河川（鬼付女川及び三財川を除く。）を含む。）	A	ロ	
	鬼付女川（一ツ瀬川合流点まで。鬼付女川に流入する湯風呂川を含む。）	A	イ	平成 1 6 年 4 月 1 日
	三財川上流（前川合流点より上流。三財川上流に流入する前川を含む。）	A A	イ	昭和 4 9 年 4 月 3 0 日
	三財川中流（前川合流点より山路川合流点まで。三財川中流に流入する山路川、八双田川等の河川を含む。）	A	ロ	
	三財川下流（山路川合流点より一ツ瀬川合流点まで。三財川下流に流入する河川を含む。）	A	ロ	

水 域		該当 類型	達成 期間	当初の指定 又は 最終見直し 年月日
石崎川 水 系	石 崎 川（石崎川に流入する新名爪川等の河川を含む。）	B	イ	平成 5 年 4 月 1 日
大 淀 川 水 系	大淀川上流（岳下橋より上流）	A	ロ	昭和 4 8 年 1 月 2 0 日
	大淀川中流（岳下橋より高崎川合流点まで）	B	ロ	
	大淀川下流（高崎川合流点より下流（左岸入江を除く。））	A	ロ	
	庄内川上流（関之尾滝より上流）	A A	イ	
	庄内川下流（関之尾滝より下流）	A	ロ	
	丸谷川上流（渡司川合流点より上流）	A A	イ	
	丸谷川下流（渡司川合流点より下流）	A	ロ	
	渡 司 川	A A	イ	
	高崎川上流（湯之元川合流点より上流）	A A	イ	
	高崎川下流（湯之元川合流点より下流）	A	ロ	
	沖水川上流（三股橋より上流）	A A	イ	
	沖水川下流（三股橋より下流）	A	ロ	
	東岳川上流（山之口橋より上流）	A A	イ	
	東岳川下流（山之口橋より下流）	A	ロ	
	岩 瀬 川	A	ロ	
	境 川	A A	イ	
	浦之名川	A A	イ	
	綾北川上流（湯之谷川合流点より上流）	A A	イ	
	綾北川下流（湯之谷川合流点より下流）	A	ロ	
	本庄川上流（上畑橋より上流）	A A	イ	
	本庄川下流（上畑橋より下流）	A	ロ	
	深 年 川	A	ロ	
水 系	辻の堂川	A	ロ	昭和 4 9 年 4 月 3 0 日
	石 氷 川（石氷川に流入する真方川、種子田川及び巢ノ浦川を含む。）	A	イ	平成 7 年 4 月 1 日
	萩 原 川（萩原川に流入する安久川、崩川及び寺柱川を含む。）	A	イ	
	三 名 川（三名川に流入する仮ヤ原川、北俣川及び永山川を含む。）	A A	イ	平成 8 年 4 月 1 日
	谷之木川（谷之木川に流入する河川を含む。）	A A	イ	
	炭 床 川（炭床川に流入する木下川及び佐渡川を含む。）	A	イ	
川内川 水 系	花の木川（花の木川に流入する富吉川及び樋口川を含む。）	A	イ	平成 9 年 4 月 1 日
	城の下川（城の下川に流入する大沢津川等の河川を含む。）	A	イ	
	年 見 川（年見川放水路を除く。）	A	ロ	平成 1 6 年 4 月 1 日
川内川 水 系	川 内 川（鹿児島県境より上流。川内川に流入する河川を含む。）	A	イ	昭和 5 4 年 4 月 2 4 日
清武川 水 系	清武川上流（正手より上流）	A A	イ	昭和 4 8 年 1 月 2 0 日
	清武川下流（正手より下流）	A	ロ	
加江田 川水系	加江田川（加江田川に流入する深田川等の河川を含む。）	A A	イ	平成 4 年 4 月 1 日

水 域		該当 類型	達成 期間	当初の指定 又は 最終見直し 年月日
広渡川水系	広渡川上流（山澄橋より上流） 酒谷川上流（本町橋より上流） 酒谷川下流（本町橋より広渡川合流点まで）	A A A A A	イ イ ロ	昭和48年 1月20日
	広渡川下流（山澄橋から広渡橋まで）	A	イ	平成16年 4月1日
細田川水系	細田川（細田川に流入する屋根田川、南郷川及び榎原川を含む。）	A	イ	平成6年 4月1日
福島川水系	福島川上流（赤池滝より上流）	A A	ロ	昭和49年 4月30日
	福島川下流（赤池滝より下流。福島川に流入する初田川、善田川及び西方川を含む。）	A	ロ	
	大平川上流（末広橋より上流）	A A	ロ	
	大平川下流（末広橋より福島川合流点まで。大平川下流に流入する奈留川及び秋山川を含む。）	A	ロ	
日南海岸地先水域	日南海岸国定公園区域内の海域（油津港（昭和54年宮崎県告示第525号別表の油津港をいう。）、外の浦港湾区域及び広渡川河口海域を除く。）	海域A	イ	昭和49年 4月30日
	串間地先海域（鹿児島県との境界から串間市都井岬南端に至る陸岸の地先海域（日南海岸国定公園区域内海域及び福島港湾区域を除く。））	海域A	イ	昭和52年 2月25日
	油津港（昭和51年12月に決定した油津港港湾改訂計画による東防波堤、同東防波堤西端と同計画による西防波堤東端を結ぶ線、同西防波堤及び陸岸によって囲まれた海域並びに堀川運河）	海域B	イ	昭和54年 4月24日
	広渡川河口海域（別記の水域）	海域A	イ	平成16年 4月1日
（別記） 北緯31度35分24秒、東経131度24分52秒（緯度及び経度は日本測地系である。）の地点を中心として半径1,500mの円内の海域であって、油津港（昭和54年宮崎県告示第525号別表の油津港をいう。）に係る部分を除いた海域。				

（2）水生生物の保全に係る環境基準

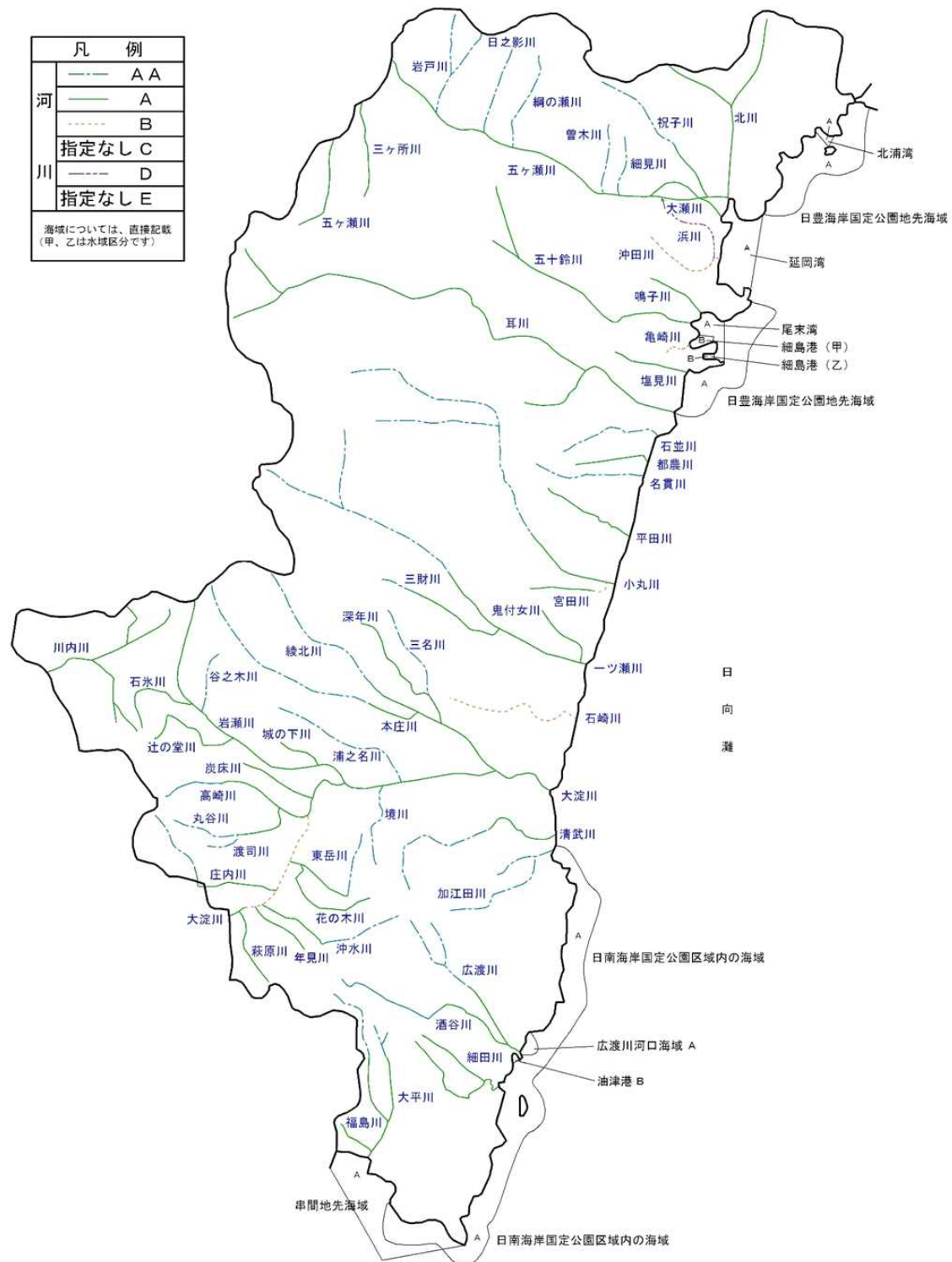
（令和5年3月末現在）

水 域		該当 類型	達成 期間	指定年月日
五ヶ瀬川水系	五ヶ瀬川上流（水生生物）（熊本県区域を除く水ヶ崎橋より上流）	生物A	イ	令和2年 4月1日
	五ヶ瀬川下流（水生生物）（水ヶ崎橋より下流）	生物B	イ	
小丸川水系	小丸川上流（水生生物）（高城橋より上流） 小丸川下流（水生生物）（高城橋より下流）	生物A 生物B	イ イ	令和2年 4月1日
大淀川水系	大淀川（水生生物）（鹿児島県境より下流）	生物B	イ	令和2年 4月1日
川内川水系	川内川（水生生物）（熊本県区域を除く鹿児島県境より上流）	生物A	イ	令和2年 4月1日

（注1） 達成期間のイ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成
ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

宮崎県類型指定図（BOD等に係る環境基準）

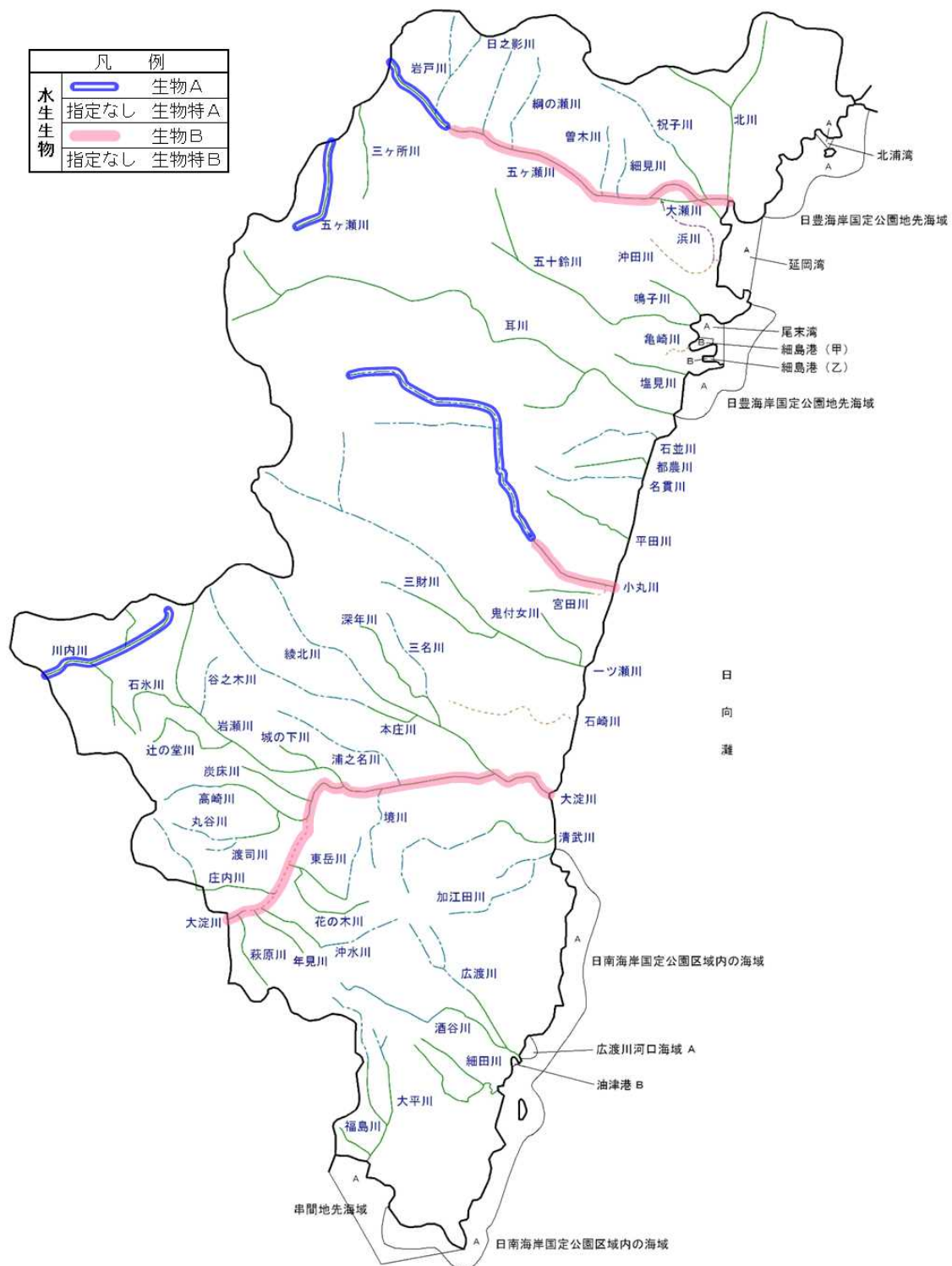
（令和3年3月31日現在）



宮崎県類型指定図（水生生物の保全に係る環境基準）

（令和3年3月31日現在）

凡 例	
水生生物	生物A
	指定なし 生物特A
	生物B
	指定なし 生物特B



4 排水基準

(1) 一律排水基準

ア 有害物質

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.03mg ^{注)2}
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 ^{注)1}
PCB	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきほう素10mg、海域に排出されるもの1Lにつきほう素230mg ^{注)2}
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつきふっ素8mg、海域に排出されるもの1Lにつきふっ素15mg ^{注)2}
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg ^{注)2}
1,4-ジオキサン	1Lにつき0.5mg ^{注)2}

注)1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により、排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注)2 一部の業種で暫定基準が適用されている。

イ 生活環境項目

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下、海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(単位 1Lにつきmg)	160(日間平均120)
化学的酸素要求量(単位 1Lにつきmg)	160(日間平均120)
浮遊物質(単位 1Lにつきmg)	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (単位 1Lにつきmg)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位 1Lにつきmg)	30
フェノール類含有量(単位 1Lにつきmg)	5
銅含有量(単位 1Lにつきmg)	3
亜鉛含有量(単位 1Lにつきmg)	2
溶解性鉄含有量(単位 1Lにつきmg)	10
溶解性マンガン含有量(単位 1Lにつきmg)	10
クロム含有量(単位 1Lにつきmg)	2
大腸菌群数(単位 1cm ³ につき個)	日間平均3,000
窒素含有量(単位 1Lにつきmg)	120(日間平均60)
磷含有量(単位 1Lにつきmg)	16(日間平均 8)

※ 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※ 生活環境項目に係る排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

※ 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

※ 窒素及び磷の含有量については、特定の地域についてのみ適用され、一部の業種によっては暫定基準が設定されている。

※ 亜鉛含有量については、一部の業種によっては暫定基準が設定されている。

(2) 五ヶ瀬川水域上乗せ排水基準

区 分	項 目 及 び 許 容 限 度 (単 位 1 L に つ き mg)						
	化 学 的 酸素要求量		生物化学的 酸素要求量		浮遊物質量		銅 含有量
	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	日 間 平 均	最 大	最 大
火薬(雷管を除く。)、医薬品添加物及び食品添加物の製造業	40	60	40	60	50	70	
化学繊維(ナイロン66を除く。)及び医薬品の製造業	120	160	50	70	60	80	1.5
化学肥料、硝酸、か性ソーダ、塩素、塩酸及びサランの製造業	25	35	20	25	40	50	
化学繊維(ナイロン66に限る。)、火薬(雷管に限る。)及び合成樹脂(ポリアミド樹脂に限る。)の製造業	120	160	50	70	50	70	
そ の 他 の 製 造 業	20	30	20	30	50	70	
備 考 1. 上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。 2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3. この表に掲げる上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。							

区域の名称	範 囲
五ヶ瀬川 水 域	延岡市神戸町47番地の29地先黒礁と延岡市赤水町293番地の1地先鞍掛岬を結んだ直線及び陸岸により囲まれた延岡湾並びにこれに流入する公共用水域(川島橋(左岸ー延岡市川島町3518番地の2地先、右岸ー延岡市無鹿町1丁目3351番地の6地先)から上流の北川、栗野名堰堤(左岸ー延岡市中川原町5丁目5378番地地先、右岸ー延岡市中川原町5丁目5417番地地先)から上流の祝子川、亀井橋(左岸ー延岡市北小路3635番地の2地先、右岸ー延岡市東本小路96番地の5地先)から上流の五ヶ瀬川、大瀬橋(左岸ー延岡市柳沢町2丁目6番地の7地先、右岸ー延岡市大瀬町1丁目3番地の22地先)から上流の大瀬川及び沖田橋(左岸ー延岡市小野町6438番地の2地先、右岸ー延岡市小野町5327番地の5地先)から上流の沖田川を除く。)

(3) 大淀川水域上乘せ排水基準

区 分		項 目 及 び 許 容 限 度						適 用
		水素イオン 濃 度 (水素指数)	生物化学的酸 素要求量(単 位 1 Lにつき mg)		浮 遊 物 質 量 (単位 1 Lに つきmg)		大 腸 菌 群 数 (単位 1cm ³ に つき個)	
			日間 平均	最 大	日間 平均	最 大	日間平均	
昭和56年8 月 1 日前に設 置されている 特定事業場 (特定施設の 設置の工事を しているもの を含む。)	排出水量50m ³ 以上のもの		30	40	40	60		昭和57年 8月1日か ら
	排出水量25m ³ 以上50m ³ 未満 のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	3,000	
昭和56年8 月 1 日以降に 設置される特 定事業場	排出水量50m ³ 以上のもの		20	25	30	40		昭和56年 8月1日か ら
	排出水量25m ³ 以上50m ³ 未満 のもの	5.8以上 8.6以下	120	160	150	200	3,000	

備 考

1. 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

2. 「特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。

3. 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排水の量をいう。

4. 上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭46年総理府令35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

6. この表に掲げる上乘せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、当該施設が特定施設となった日から1年間は適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際に既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。

区域の名称	範 囲
大淀川水域	宮崎県と鹿児島県の境から樋渡橋 (左岸 都城市高崎町縄瀬字鳩越4100番地の1地先 右岸 都城市高城町有水字宮田島850番地の1地先) に至る区間の大淀川及びこれに流入する公共用水域

5 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針

農 薬 名		水 濁 指 針 値 (mg/L)
殺 虫 剤	ダイアジノン	0.05
	チオジカルブ	0.8
	トリクロルホン(DEP)	0.05
	ペルメトリン	1
	ベンスルタップ	0.9
殺 菌 剤	イプロジオン	3
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06(イノクタジンとして)
	シプロコナゾール	0.3
	チウラム(チラム)	0.2
	チオフアネートメチル	3
	トルクロホスメチル	2
	バリダマイシン	12
	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
	ベノミル	0.2
除 草 剤	シクロスルファミロン	0.8
	シマジン(CAT)	0.03
	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	フラザスルフロン	0.3
	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051(MCPAとして)

注1) 表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{\text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADIの10\%配分}) / 2(\text{L/人/日})\} \times 10$$

注2) 表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値を10倍した値を指針値とする。

また、水産基準値が設定されている農薬については、その値を10倍した値を指針値とする。

注3) 表に掲げた水濁に係る暫定指導指針値については、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値を10倍した値を水濁指針値とする。

また、水濁基準値及び水産基準値が設定又は改正された場合にはその値を10倍した値を指針

値とする。

なお、水濁基準値及び水産基準値については、以下の環境省のホームページに掲載されており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

（水濁基準値） https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

（水産基準値） <https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

6 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
備 考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ヒ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機リン(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、アルキル水銀、P C B 及びセレンについては、次の方法による。

- (1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

- (2) 試料の作成

採取した土壌を30℃を超えない温度で風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕（注1）した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

- (3) 試料液の調製

試料(単位 g)と溶媒(水（日本産業規格K0557に規定するA3又はA4のものをいう。以下同じ）)（単位 mL)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500mL以上となるようにする。

- (4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。振とう容器は、溶媒の体積の2倍程度の容積を持つものを用いる。

- (5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmで直径90mmのメンブランフィルターで全量ろ過して（注2）ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

（注1） 土粒子をすりつぶす等の過度な粉碎を行わないこと。

（注2） ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は行わず、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。

- 2 ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1,4-ジオキサンについては、次の方法による。

- (1) 採取した土壌の取扱い

これらの物質は揮発性が高いので、採取した土壌は密封できるガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に空けきが残らないように収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、4℃以下の冷暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。ただし、1,3-ジクロロプロペンに係る土壌にあっては、凍結保存するものとする。

- (2) 試料の作成

採取した土壌からおおむね粒径5mmを超える中小礫、木片等を除く。

- (3) 試料液の調製

あらかじめかくはん子を入れたねじ口付三角フラスコに試料(単位 g)と溶媒(水)(単位mL)とを重量体積比10%の割合となるようにとり(注1)(注2)、速やかに密栓する。このとき、混合液が500mL以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコのヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20℃)常圧(おおむね1気圧)に保ちマグネチックスターラーで4時間連続してかくはんする(注3)。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、上澄み液を共栓付試験管に分取し、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする(注4)。

(注1) 使用するねじ口付三角フラスコに使用するかくはん子を入れ質量を測定する。これに水を満たして密栓し、その質量を測定する。前後の質量の差からねじ口付三角フラスコの空げき容量(単位mL)を求める。一度空げき容量を測定しておけば、同一容器及び同一かくはん子を用いることとすれば毎回測定する必要はなく、2回目以降はその空げき容量を用いてよい。

(注2) 試料1g当たりの体積(mL)を測定し、(注1)により求めた空げき容量からヘッドスペースを残さないように加える水の量を調整してもよい。

(注3) 試料と水が均一に混じってかくはんされるようマグネチックスターラーを調整すること。また、試料液が発熱しないようにすること。

(注4) 上澄み液の分取後測定までの操作中、測定の対象とする物質が損失しないように注意すること。

3 有機燐(りん)、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、凍結保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壌を30℃を超えない温度で風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕(注1)した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位 g)と溶媒(水)(単位 mL)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が1,000mL以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。振とう容器は、溶媒の体積の2倍程度の容積を持つものを用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmで直径90mmのメンブランフィルターで全量ろ過して(注2)ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

(注1) 土粒子をすりつぶす等の過度な粉碎を行わないこと。

(注2) ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は行わず、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。

4 ふっ素及びほう素については、次の方法による。

(1) 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壌を30℃を超えない温度で風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕（注1）した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位 g)と溶媒(水)(単位 mL)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500mL以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20℃)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器で溶媒の体積の2倍程度の容積を持つものを用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、3,000重力加速度で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45 μ mで直径90mmのメンブランフィルターで全量ろ過して（注2）ろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

（注1） 土粒子をすりつぶす等の過度な粉砕を行わないこと。

（注2） ろ過時間が30分以内の場合には、ろ紙の交換は行わず、30分を超える場合には、おおむね30分ごとにろ紙を交換すること。

7 土壌汚染対策法の特特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
クロロエチレン	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	0.002mg/L以下	
四塩化炭素		0.002mg/l以下	
1, 2-ジクロロエタン		0.004mg/l以下	
1, 1-ジクロロエチレン		0.1mg/l以下	
1, 2-ジクロロエチレン		0.04mg/l以下	
1, 3-ジクロロプロペン		0.002mg/l以下	
ジクロロメタン		0.02mg/l以下	
テトラクロロエチレン		0.01mg/l以下	
1, 1, 1, -トリクロロエタン		1 mg/l以下	
1, 1, 2, -トリクロロエタン		0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン		0.01mg/l以下	
ベンゼン		0.01mg/l以下	
カドミウム及びその化合物	(第2種特定有害物質) 重金属等	0.003mg/l以下	45mg/kg以下
六価クロム化合物		0.05mg/l以下	250mg/kg以下
シアン化合物		検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下
水銀及びその化合物		0.0005mg/l以下	15mg/kg以下
アルキル水銀		検出されないこと	
セレン及びその化合物		0.01mg/l以下	150mg/kg以下
鉛及びその化合物		0.01mg/l以下	150mg/kg以下
砒素及びその化合物		0.01mg/l以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/l以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物		1 mg/l以下	4,000mg/kg以下
チウラム	(第3種特定有害物質) 農薬等	0.006mg/l以下	
シマジン		0.003mg/l以下	
チオベンカルブ		0.02mg/l以下	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		検出されないこと	
有機りん化合物		検出されないこと	

8 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域

(評価方法は等価騒音レベル：L_{eq})

地域の類型	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とします(令和5年3月31日現在、類型指定はありません。)

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とします。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とします。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域とします。

(2) 道路に面する地域

(評価方法は等価騒音レベル：L_{eq})

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(3) 幹線交通を担う道路(※1)に近接する空間(※2)に係る特例基準

(評価方法は等価騒音レベル：L_{eq})

昼間	夜間	備考
70 デシベル以下	65 デシベル以下	個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下)にすることができます。

※1 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

※2 ① 2車線以下の車線を有する道路の場合、道路端から15m

② 2車線を超える車線を有する道路の場合、道路端から20m

(4) 地域の類型ごとにあてはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
A 類型	付表に掲げる地域のうち、騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準(令和3年宮崎県告示第305号)により定められた区域の区分又は騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により各市長が指定する区域の区分(以下これらを「区域区分」といいます。)が第1種区域又は第2種区域(第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である地域に限ります。)である地域
B 類型	付表に掲げる地域のうち、区域区分が第2種区域である地域。ただし、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である地域を除きます。
C 類型	付表に掲げる地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域。ただし、工業専用地域である地域を除きます。

付表 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町、高千穂町

9 航空機騒音に係る環境基準

(1) 宮崎ブーゲンビリア空港について

類型区分	基準値	あてはめる地域
I	Lden 57 デシベル 以下	宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高岡町の区域を除く。）の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域第2種中高層住居専用地域又は田園住居地域である地域
II	Lden 62 デシベル 以下	宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高岡町の区域を除く。）の区域のうち、類型Iをあてはめる地域以外の地域。ただし、宮崎空港敷地である地域又は都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域は除きます。

(2) 新田原飛行場について

類型区分	基準値	あてはめる地域
I	Lden 57 デシベル 以下	宮崎市（佐土原町）、西都市及び新富町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は田園住居地域である地域
II	Lden 62 デシベル 以下	宮崎市（佐土原町）、西都市及び新富町の区域のうち、類型Iをあてはめる地域以外の地域。ただし、新田原飛行場敷地である地域又は都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域は除きます。

10 騒音規制法に基づく指定地域

(令和5年3月末現在)

市 町 村	指定年月日	最終変更年月日	市 町 村	指定年月日	最終変更年月日
宮 崎 市	S45. 3. 31	R 1. 7. 1	三 股 町	S47. 7. 10	R 3. 4. 8
都 城 市	S45. 3. 31	H30. 4. 1	高 原 町	S47. 7. 10	H 9. 4. 1
延 岡 市	S45. 3. 31	H24. 4. 1	国 富 町	S47. 7. 10	H21. 3. 31
日 南 市	S47. 7. 10	H24. 4. 1	綾 町	S47. 7. 10	H 9. 4. 1
小 林 市	S47. 7. 10	H24. 4. 1	高 鍋 町	S47. 7. 10	H13. 3. 30
日 向 市	S47. 7. 10	H24. 4. 1	新 富 町	S47. 7. 10	H26. 9. 18
串 間 市	S47. 7. 10	H24. 4. 1	川 南 町	S47. 7. 10	H30. 8. 27
西 都 市	S47. 7. 10	H24. 4. 1	都 農 町	S47. 7. 10	H10. 4. 1
えびの市	S47. 7. 10	H24. 4. 1	門 川 町	S47. 7. 10	H 9. 4. 1
			高 千 穂 町	S47. 7. 10	H 9. 4. 1

1 1 騒音規制法に基づく騒音の規制基準等

(1) 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8 ～ 19時)	朝 (6 ～ 8時) 夕 (19 ～ 22時)	夜 間 (22 ～ 6時)
第 1 種 区 域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種 区 域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

(注) 1 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値です。

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として知事が定めた区域をいいます。

(1) 第1種区域

良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域です。

(2) 第2種区域

住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域です。

(3) 第3種区域

住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域です。

(4) 第4種区域

主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域です。

3 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベル減じた値とします。

(2) 特定建設作業騒音の規制基準

特定建設作業の種類	基準値	規 制 基 準					
		作業ができない時間		1日の作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
くい打機、くい抜機 又は、くい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	午後 7時	午後 10時	10時間 以 内	14時間 以 内	連 続 し て 6 日 以 内	禁 止
びょう打機を使用する作業							
さく岩機を使用する作業							
空気圧縮機を使用する作業							
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		午前 7時	午前 6時	10時間 以 内	14時間 以 内	連 続 し て 6 日 以 内	禁 止
バックホウを使用する作業							
トラクターショベルを使用する作業							
ブルドーザーを使用する作業							
備 考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはなりません。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはなりません。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはなりません。	原則として日曜・休日に作業を行ってはなりません。

(注) 1 「1号区域」とは、指定地域のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域と第4種区域における、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲の概ね80m以内の地域です。

2 「2号区域」とは、指定地域のうち、「1号区域」以外の地域です。

1 2 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

(評価方法は等価騒音レベル：L_{eq})

区 域 の 区 分	車線数	時 間 の 区 分	
		昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)
a 区域及び b 区域の道路に面する区域	1	65 デシベル	55 デシベル
a 区域の道路に面する区域	2 以上	70 デシベル	65 デシベル
b 区域の道路に面する区域	2 以上	75 デシベル	70 デシベル
c 区域の道路に面する区域	1 以上	75 デシベル	70 デシベル
a、b、c 区域内の幹線交通を担う道路に面する区域	1 以上	75 デシベル	70 デシベル

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

幹線交通を担う道路：一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路

1 3 振動規制法に基づく指定地域

(令和5年3月末現在)

市 町 村	指定年月日	最終変更年月日	市 町 村	指定年月日	最終変更年月日
宮 崎 市	S53. 4. 1	R 1. 7. 1	三 股 町	S55.12. 9	R 3. 4. 8
都 城 市	S53. 4. 1	H30. 4. 1	高 原 町	S55.12. 9	H 9. 4. 1
延 岡 市	S53. 4. 1	H24. 4. 1	国 富 町	S55.12. 9	H 9. 4. 1
日 南 市	S53. 4. 1	H24. 4. 1	綾 町	S55.12. 9	H 9. 4. 1
小 林 市	S53. 4. 1	H24. 4. 1	高 鍋 町	S54. 7. 1	H13. 3.30
日 向 市	S53. 4. 1	H24. 4. 1	新 富 町	S54. 7. 1	H26. 9.18
串 間 市	S53. 4. 1	H24. 4. 1	川 南 町	S55.12. 9	H30. 8.27
西 都 市	S53. 4. 1	H24. 4. 1	都 農 町	S54. 7. 1	H10. 4. 1
え び の 市	S53. 4. 1	H24. 4. 1	門 川 町	S53. 4. 1	H 9. 4. 1
			高 千 穂 町	S54. 7. 1	H 8. 4. 1

1 4 振動規制法に基づく規制基準等

(1) 特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 1 種 区 域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル

(注) 1 規制基準は、工場・事業場の敷地の境界線における値です。

2 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ各号に掲げる区域として知事が定めた区域をいいます。

(1) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(2) 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(2) 特定建設作業振動の規制基準

特定建設作業の種類	基準値	規 制 基 準					
		作業ができない 時 間		1 日の作業時間		同一場所における作業 期 間	日曜・休日 における 作 業
		1 号 区 域	2 号 区 域	1 号 区 域	2 号 区 域		
く い 打 機 等 を 使 用 す る 作 業	75デシベル	午 後 7 時	午 後 10 時	10時間 以 内	14時間 以 内	連 続 し て 6 日 以 内	禁 止
鋼 球 を 使 用 し て 破 壊 す る 作 業		}	}				
舗 装 版 破 砕 機 を 使 用 す る 作 業							
ブ レ ー カ ー を 使 用 す る 作 業		午 前 7 時	午 前 6 時				
備 考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはなりません。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはなりません。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはなりません。	原則として日曜・休日に作業を行ってはなりません。

(注) 1 「1号区域」とは、振動規制法の指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域（工業地域においては、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲の概ね80mの区域内に限ります。）です。

2 「2号区域」とは、「1号区域」以外の区域です。

(3) 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00 ～19:00)	夜 間 (19:00 ～8:00)
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

15 悪臭防止法に基づく規制地域等

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域

(令和5年3月末現在)

市 町 村	指定年月日	最終変更年月日	市 町 村	指定年月日	最終変更年月日
宮 崎 市	S50. 1. 1	R 1. 7. 1	三 股 町	S54. 9. 1	R 3. 4. 8
都 城 市	S50. 1. 1	H30. 4. 1	高 原 町	S54. 9. 1	H 9. 4. 1
延 岡 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	国 富 町	S55. 4. 8	H21. 3. 31
日 南 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	綾 町	S52. 6. 1	-
小 林 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	高 鍋 町	S50. 1. 1	H 8. 4. 1
日 向 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	新 富 町	S52. 6. 1	H26. 9. 18
串 間 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	川 南 町	S54. 3. 1	H30. 8. 27
西 都 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	都 農 町	S52. 6. 1	H10. 4. 1
え び の 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	門 川 町	S52. 6. 1	H 9. 4. 1
			高 千 穂 町	S52. 6. 10	H 8. 4. 1

(2) 敷地境界線における規制基準

単位：ppm

物質 地域	アンモニア	メチル メルカ プタン	硫化 水素	硫化 メチル	二硫化 メチル	トリメチル アミン	アセト アルデヒド	プロピオン アルデヒド	ノルマル ブチル アルデヒド	イソブチル アルデヒド	ノルマル パレール アルデヒド
A地域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
B地域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
C地域	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05

物質 地域	イソ バレル アルデヒド	イソ ブタノール	酢酸 エチル	メチル イソブチル ケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン 酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ 吉草酸
A地域	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
B地域	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
C地域	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

(注) A地域、B地域、C地域は、原則として下記によって指定しています。

A地域：主に住居の用に供する地域及び商業の用に供する地域です。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除きます。

B地域：主に工業の用に供する地域及び臭気に対する順応のある地域です。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除きます。

C地域：指定地域のうち、A及びB地域以外の地域です。

宮崎市の区域については、宮崎市長が定めた臭気指数による規制基準が適用されます。

16 ダイオキシン類に係る環境基準

項 目	基 準 値		
耐 容 一 日 摂 取 量	ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼす恐れがない1日当たりの摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラムとします（4 pg-TEQ/kg/日）。		
項 目	媒 体	基 準 値	備 考
環 境 基 準	大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とします。 2 耐容一日摂取量は、人が生涯にわたって摂取し続けた場合の健康影響を指標とした値として定められたものであり、一時的にこの値を超過する量の暴露を受けても、ただちに健康に影響を及ぼすものではありません。
	水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下	
	水底の底質	150pg-TEQ/g以下	
	土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	